

国旗への遵奉強要

個人の精神への抑圧

長峯信彦(愛知大学法学部教授)

国旗損壊罪法案が成立してしまった。ろくな審議もせず 6 月 30 日衆院通過、7 月 9 日参院審議入り、直後の 16 日には参院内閣委で採決、17 日本会議で採決強行。果たしてこの新法で刑事制裁はどうなるのだろうか。例題で考えてみよう。

①冬の夜に大地震に襲われ電力が停止。花子は日の丸を切り裂いて火を付け、近隣の 50 人と一緒に暖をとる、明かり代わりに。25 人は不快、残りの 25 人は強く感謝。花子はこの光景を SNS で生配信した。

②花子は政権批判の野外集会にて「軍事費激増は憲法違反！ 強く抗議します！」と叫び、日の丸を切り裂き焼き棄てた。参加者 500 人は盛大に拍手し、著しく不快・嫌悪の情を催した人は皆無であった。(映像の生配信なし)

【③④共通】和夫は公道に面した自宅庭で多くの通行人から見える形で「円安に無為無策な日本政府と 軍事費激増に抗議して、これを焼くぞ！」と叫び、彼は③:自己所有の日本円の紙幣を次々と切り裂き、焼き棄てた。

④:自己所有の布製の日の丸を切り裂き、焼き棄てた。

⑤【③④共に、その状況を】第三者が SNS で映像を生配信した。

今回の新法だと④は処罰対象だが②⑤は対象外となろう。しかし「行為の外形、周囲の状況やその他の客観的事実を総合的に勘案する」ともあり、政権批判の②④は処罰対象とし①は対象外にできるよう、都合よく選別の方途が用意されているようにも読める。融通無碍で巧妙だ。

大問題なのは保護法益が「国旗を大切に思う国民感情」とされ、処罰が「著しく不快・嫌悪の情を催」させた故とされる点だ。刑事制裁の根拠が「感情」であることは恐怖だ。ただ④は処罰対象だが、②は外れるはずだ。高市らは②こそを厳罰に処したいはずだが、果たして②は？ 集会の外側を通った 5 人(公安か!?)が「著しく不快・嫌悪の情を催した」ら、起訴や処罰が実現してしまうのか？ そうなら重大問題だ。

今後は国旗損壊にあえて挑戦する人が出て②類似の事例を招来しよう。しかし第三者が映像配信すれば処罰対象外なので、まさに「著しく不快・嫌悪の情

を催させる」映像類は、世に満ち溢れるのではないか。戦後半世紀以上、自己所有日の丸を損壊して話題になる例は皆無。今「立法を必要とするだけの現実＝立法事実」は存在しない。

では日の丸ではなく「黒丸(赤い○が黒い●)」や「赤星(赤い○が赤い☆)」の損壊ならどうなるか？ 処罰対象は「社会通念上、国旗として使っていると認識されている有体物」なので、これらパロディー旗は国際的にも社会通念上も日の丸とは認識されない以上、絶対に処罰できないはずだ(他国旗でも、デザイン酷似で色違いの旗は別国旗と認識されるから)。となるとかえって“寝た子”を起こし、この種の旗を損壊する事態や映像を誘発・蔓延させてしまうだけの結果になりはしないか。

今回特に重大な問題は、自己所有の国旗であっても処罰するという点である。③は罰せず④を罰する理由は何か。理由はただ一つ「国旗」だからだ。国旗を特殊視しているこの点にこそ、最も重大な問題が潜んでいる。たとえ自己所有の物であっても、「国旗の権威性(なるもの)」に挑戦するが如きは全て罰する、という発想が伏在している。まるで、江戸時代に徳川將軍家の葵紋の旗を毀損したら、仮に自己所有旗であっても厳罰に処すぞ、と宣うが如き前近代的発想だ。日本国憲法の下では、個人の尊厳と精神的自由への重大な挑戦という契機を孕む。

アメリカでは 1989・90 年に連邦最高裁から、「国旗の焼き棄て抗議は、表現の自由として憲法の保障に値する」と明快に述べた判例が今でも生きている。いつも右へ習えの日本、こういう時こそアメリカを見習うべきでは？

国旗法制はいかなる理由をつけても、憲法 21 条「一切の表現の自由」違反だ。しかし原理的には、19 条「思想・良心の自由」違背でもある。なぜなら、国旗や徴兵カードなど「国家の権力と威光を強力に表象する物体／権力の存在・発動と直接関係する物体」(「権威的表象物」)の取り扱いをめぐる刑事制裁にこそ、国家権力による特定価値の注入という契機が存在し、個人の精神の抑圧と見えざるコンフォーミズム醸成へと直結してゆくからである。

〔詳しくは、拙稿「象徴的表現(4・完)」『早稲田法学』70 巻 4 号(1995 年)、早大リポジトリで閲覧可能／『東京新聞』2026 年 7 月 9 日の長峯記事(電子版もあり)等、ご参照いただければ幸いです〕